

鹿沼市文化財保存活用地域計画 骨子

1. 計画の背景・目的

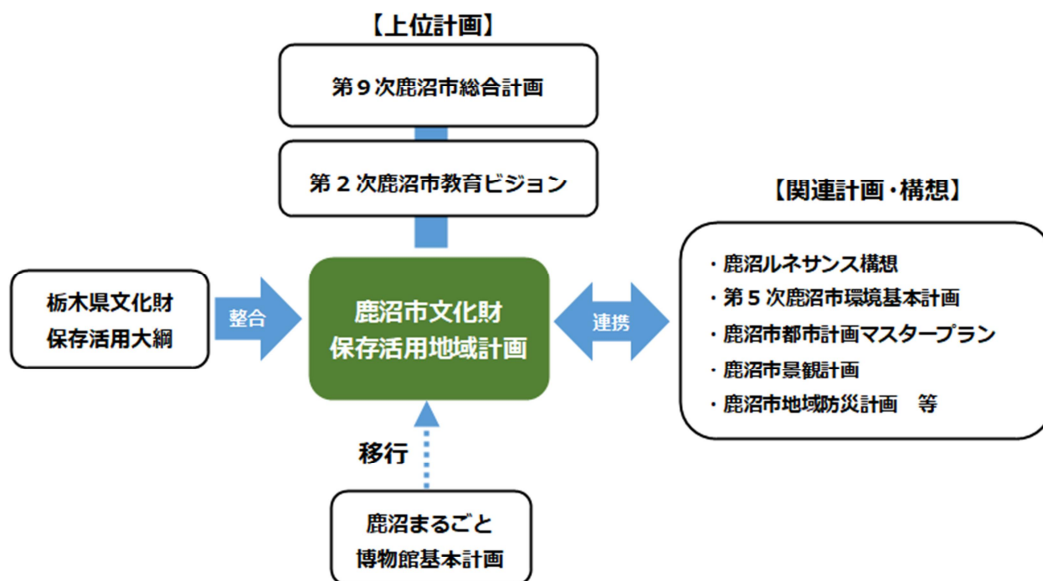
鹿沼市では、豊かな自然を背景として多様な歴史文化資源が生み出され、多くの関係者によって保存・継承の努力が重ねられてきた。市は、これらの収集調査を進めるとともに文化財保護法や縣市文化財保護条例に基づく支援等の対策を講じてきた。さらに平成 27 年に「鹿沼まるごと博物館基本計画（まる博）」を策定し、地域資源としての文化財の保存活用や協働の仕組みづくりを推進してきた。

国内において、過疎化や少子高齢化等の影響による文化財の適切な保護や継承が喫緊の課題となる中、文化財保護法が改正（平成 30 年）され、各市町村における文化財の保存活用に係るマスタープラン兼アクションプランとなる「文化財保存活用地域計画」の作成が制度化された。本市においてもこうした社会状況の変化に対応し、より実効性の高い取り組みを総合的・一体的に行うため、「まる博」の理念や成果を継承し、文化財の保存活用に関する目標や具体的な取り組みを定めた「鹿沼市文化財保存活用地域計画（以下、地域計画）」を作成することとした。

2. 計画の位置付け・他計画との関連性

・「第 8 次鹿沼市総合計画」は、「地域の歴史や文化の未来への着実な継承」を取組方針に掲げ、「第 2 次鹿沼市教育ビジョン」は、地域協働による「地域資源の継承と郷土学習の推進」と「博物館等活動の推進」を施策とした。

・地域計画は、これら上位計画との整合や関連計画との連携を図り取組を推進していく。



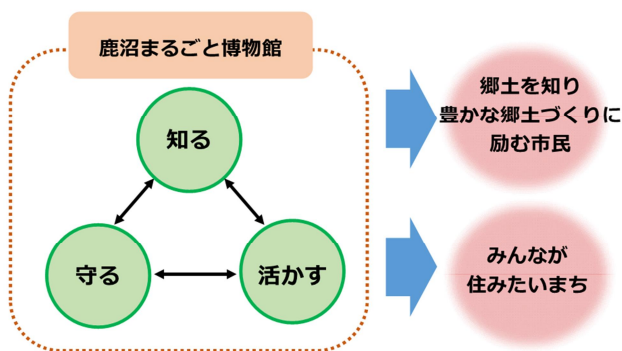
民検討会議	の内容について検討を行う。
鹿沼市文化財保護審議会	計画案作成に当たり意見を聴取する。
庁内関係部局	部長会議における協議・報告や、関係部局への照会・調整により庁内合意を図る。
国（文化庁）・県（文化振興課）	計画作成に当たり助言指導を仰ぐ。

6. 計画の構成

構成	内容	法 183 条の 3 第 2 項
鹿沼市の概要	本市の自然・社会環境や歴史的背景を整理。	第 1 号①
歴史文化資源の概要	本市の文化財の概要や特徴の整理。	第 1 号④
鹿沼市の歴史・文化の特性	本市の歴史文化の特性の整理。「豊かな自然背景の下育まれた歴史文化」	第 3 号
歴史文化資源の保存・活用に関する基本方針	・「鹿沼まるごと博物館」の継承。 ・「知る」「守る」「活かす」基本方針。	
歴史文化資源の保存・活用に関する取り組み	・関連文化財群（ストーリー）の設定 ・各部局における関連事業の位置付け整理	
歴史文化資源の保存・活用の推進体制	文化財の防災防犯対策含む。	第 2 号

7. 計画の目標・基本方針

基本理念：地域の宝を 知り・守り・活かす みんなでつくる「鹿沼まるごと博物館」



・市民、団体、施設、行政等の多様な主体が係り連携協力して歴史文化資源の保存活用に取り組んでいく姿を「鹿沼まるごと博物館」と呼称する。

・「知る」「守る」「活かす」の3つの柱に係る措置を計画的に実施することで、「地域の財」の価値を認識し次世代へ確実に保存継承を図るとともに、その魅力の発信と活用を図り、「鹿沼らしさ」を生かした地域づくりを推進する。

・ **歴史文化資源を「知る」ことの基本方針**

歴史文化資源に対する理解を深めるため、総合的な調査や情報発信、郷土学習の推進等により、「知る」ための取り組みを推進する。

・ **歴史文化資源を「守る」ことの基本方針**

歴史文化資源を適切に継承するため、保護や後継者育成の支援、適切な保存管理施設の整備、防災・防犯体制の整備等により、「守る」ための取り組みを推進する。

・ **歴史文化資源を「活かす」ことの基本方針**

ひとつづくりやまちづくりに資するため、市民や関係団体と協働・連携し、歴史文化資源を「活かす」ための取り組みを推進する。

8. 計画の推進体制

文化課が中心となり、庁内においては観光や都市計画、環境、シティプロモーション等、関係部局との連絡調整や情報共有を図り、計画に掲載した取り組み（事業）を着実に実施していく。また関係機関や関係団体との連携を強化し地域総ぐるみによる保存活用の体制構築を目指していく。